

(国および地方公共団体の方へ)

## 「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」のご案内

～国や地方公共団体で、5人以上の障害者が勤務する事業所では、  
障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました～

国および地方公共団体の任命権者は、**5人以上の障害者**が勤務する事業所において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省が定める選任されるための要件※1を満たす職員から、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました。選任された障害者職業生活相談員は、その事業所に勤務する障害者の職業生活全般の相談や指導を行います。※1 選任要件の詳細は裏面をご覧ください。

### 都道府県労働局では、「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施します

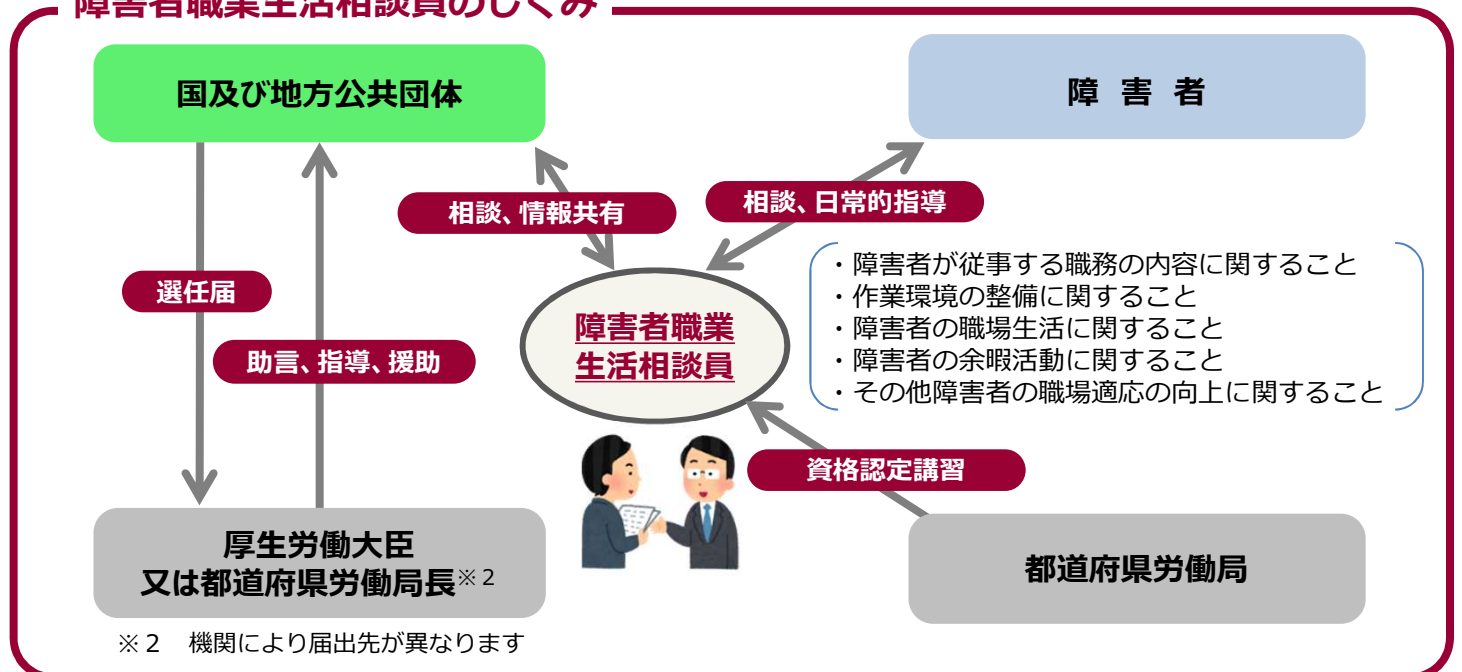
- ◆ 障害者職業生活相談員になるためには、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了するか、障害者の職業生活に関する相談の実務経験があるなどの要件（詳細は裏面参照）を満たすことが必要です。

(注) 国および地方公共団体に勤務する職員は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する民間企業向けの「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講することができません。

<b>受講対象者</b>	5人以上の障害者が勤務し、相談員を選任する必要がある事業所の職員であって相談員がいない又は相談員の異動等のために、新たに相談員に選任される予定がある者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者 (注) 既に資格認定講習を受講したことがある人は受講対象外となります。		
<b>開催日時</b>	裏面に記載	<b>受講費用</b>	無料
<b>受講手続き</b>	沖縄労働局HPより、受講申込書(様式第3号)をダウンロードし、沖縄労働局職業対策課あてFAXにて5月20日(木)までにお申し込みください。(FAX:098-951-3507)		

(注) 申込み多数の場合は受講対象とならない場合があることにご留意ください。

### 障害者職業生活相談員のしくみ



※2 機関により届出先が異なります

## 「障害者職業生活相談員」の選任要件

◆ 障害者職業生活相談員に選任されるための要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者です。

1	障害者職業生活相談員資格認定講習の修了者
2	職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※ <sup>3</sup>
3	大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※ <sup>4</sup> で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
4	高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
5	2～4に掲げる者以外のもので、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
6	2～5に掲げる者に準ずる者※ <sup>5</sup>

※<sup>3</sup> 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など

※<sup>4</sup> 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など

※<sup>5</sup> 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者

## 「障害者職業生活相談員資格認定講習」の内容

◆ 資格認定講習は、6.5時間以上（基礎編・実務編）で行われ、講習テーマは主として次のような事項です。

<b>基礎編</b>	障害者雇用の現状と課題、障害者職業生活相談員の役割と活動内容 など
<b>実務編</b>	採用と配置、人間関係管理と生活指導、職場適応の向上、障害別にみた雇用の実際 など
<b>応用編(任意参加)</b>	支援機関見学

	基礎編・実務編	応用編（任意参加）
<b>開催日時</b>	第1回：令和3年6月2日（水）9:00～17:10 第2回：令和3年11月24日（水）9:00～17:10 ※上記2回のうち1日受講	第1回：令和3年6月29日（火）11:00～12:10 第2回：令和3年11月30日（火）11:00～12:10
<b>開催場所</b>	那覇第2地方合同庁舎1号館2階大会議室（那覇市）	沖縄高等特別支援学校（うるま市）
<b>定員</b>	各20人	詳細については、基礎編・実務編を受講終了した方へご案内します

### お問い合わせ先

沖縄労働局 職業安定部 職業対策課

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

TEL098-868-3701 FAX098-951-3507（担当：稲田・桃原・目取眞）

国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習  
受講申込書 (令和 3 年度 第 回)

年 月 日

沖縄 労働局 職業安定部職業対策課長 殿

所属機関の名称

事業所の名称

代表者の職名・氏名

【注意事項】職業生活相談員の選任事業所単位で申請願います。

次のとおり、国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の受講を申し込みます。

○事業所

住所 (〒 )
担当者 氏名 所属部署
電話番号 E-mail
申込日時点での障害者の雇用状況 (事業所単体における常時勤務する職員数及びそのうちの障害者数(実人員))
職員数 名
うち障害者数\*1 名
相談員の選任状況
申込日時点での選任数 名
上記のうち別事業所へ異動する予定の人数(今回受講者の選任予定日時点) 名
(5人未満の場合) 年度末時点で5人以上となる見込み 有・無

○受講希望者

優先度\*2 1位
氏名 (フリガナ) 生年月日 (西暦で記載願います)
所属部署 役職
受講希望者の障害者職業生活相談員選任状況\*3 ①選任される予定あり( 年 月 予定) ②既に選任されている ③選任される予定なし
選任予定日までの省令資格取得状況\*3 ①取得見込みなし ②取得済み(取得見込み含む)
受講に対して必要な障害等への配慮 要 ⇒ 具体的に ( ) 不要

優先度\*2 2位
氏名 (フリガナ) 生年月日 (西暦で記載願います)
所属部署 役職
受講希望者の障害者職業生活相談員選任状況\*3 ①選任される予定あり( 年 月 予定) ②既に選任されている ③選任される予定なし
選任予定日までの省令資格取得状況\*3 ①取得見込みなし ②取得済み(取得見込み含む)
受講に対して必要な障害等への配慮 要 ⇒ 具体的に ( ) 不要

※1: 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第79条第1項に定める障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者(手帳を所持している者又は適応訓練を修了し、委託先事業主に雇用されている者))に限ります。

※2: 3人以上申し込む場合は、別の用紙に3位以降の方を記載してください。

※3: 該当する数字等に○をつけてください。

「選任予定日までの省令資格取得状況」は、裏面に掲載している当該講習修了以外の省令資格の取得状況を記載してください。

(注)
・多数の申込があった場合は、各受講希望者の受講必要性を総合的に判断して、受講の可否を決定します。
・同じ事業内で複数の申込がなされた場合は、会場の定員や事業所内における優先度等を踏まえて人数調整させていただくことがあります。

「障害者職業生活相談員」の選任要件

- 障害者職業生活相談員資格認定講習修了以外の厚生労働省令で定める資格(省令資格)  
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第79条第1項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次のいずれかに該当する者となります。
- ① 職業能力開発総合大学の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者(※1)
  - ② 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学の指導員訓練(長期養成課程の指導員養成訓練に限る。)、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者(※2)で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
  - ③ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
  - ④ ①～③に掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
  - ⑤ ①～④に掲げる者に準ずる者(※3)
- ※1 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に関するものに限る)を修了した者など  
※2 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など  
※3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修(厚生労働省委託事業)を修了した者

## 感染防止対策へご協力をお願いします

- マスクの着用をお願いします。
- 事前に手洗いをお願いします。
- 手指用アルコール消毒液をご用意していますのでご利用ください。
- 座席は隣の方との間隔を1m程空けています。
- 換気のため、休憩時間は開窓・開扉します。
- 会場内のテーブル、イス等はアルコール消毒液で拭き取りを行っています。
- 近距離及び対面での会話、参加者同士の交流はできるだけお控えください。
- 発熱や風邪の症状、体調に不安のある方は参加を控えていただくようお願いします。